

第6回市民会議

日 時：平成21年3月25日（水） 午後7時～8時45分

場 所：須崎市総合保健福祉センター2F 会議室2

参加者：市民会議委員・公民館長22人

市長、企画課長、企画係長、担当

[開会]

■ 市長あいさつ

今後とも、各地区部会・全体会での活発かつ真摯な議論を期待する旨あいさつ。引き続き市の新年度予算を含めた財政見通しについて報告を行いました。

■ 各地区部会の報告

第5回全体会議以降の各地区部会における条例素案第1章から第3章までの検討内容について、それぞれ各地区委員の皆さんから報告いただきました。

■ 条例素案第1章から第3章までの検討事項の取りまとめ

第1章から第3章までの取りまとめとして、次の内容を市民会議として確認し、条例（案）作成のための作業部会に報告することとしました。

素案条文全体を通して

- 1) 誰にでも理解しやすい平易な表現とする。
- 2) 条文だけでは理解できない部分を補うため解説を充実させる。

素案各条文について

表のとおり取りまとめました。なお、表に記載されていない各条文についても、それぞれ他の条文及び須崎市の条例との整合性を図りながら作成するよう確認されました。

項 目	取りまとめ内容
前 文	市民が親しみやすいよう、固有名詞（新荘川、蟠蛇ヶ森など）を使用する。 S29年の市政誕生（合併）については、本文・解説での言及について要検討。
第1条	この条例の目的であり最も重要な部分でもあるので、目的が明確に分かりやすく表現されるよう なお検討すべき。
第3条	解説中の「その他執行機関」「市職員」に関する表記を整理すること。
第4条	条例では通常、市民・市議会・市は同列表記であるが、市民を主体とした表記になるよう検討す ること。
第2章	自治の基本原則について、全体的（5、6、7条）に見直しを。 ⇒協働の基本原則も一つの案として。
第8条	「責務」⇒「責任」に改めては。 「市民は自治の主体・・・」は分かり難いので表現の変更または削除を。
第10条	事業者の責任を明記するなら、「・・・協力する・・・」をもっと積極的なかわりをもたすための表 現にしては。

項 目	取りまとめ内容
第11条	解説で「親子のつながり」「親の責任」を明記すること。
第12条	第1項 何に積極的に参加するのかわかりやすく、第2項 公民館を拠点と位置付けるなら市の姿勢をより積極的な表現に。
第13条 ～ 第15条	第2節 地域コミュニティ に位置付けるのが良いか？ 第1節市民で位置付けるべきものや新たに節を起こすべき内容でないか。 構成から要検討。 第13条については、解説をより充実させること。

■ 今後のスケジュールの確認

4月～5月の間に各地区部会で第4章から第6章までを検討し、全体会議で取りまとめを行う。

次回（第7回全体会議）日程

日時：平成21年5月26日（火） 午後7時～

場所：須崎市総合保健福祉センター

[閉会]